

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

告示

○土壤汚染対策法第11条第2項の規定に基づく形質変更時要届出区域の一部の指定の解除	第291号	(水大気環境課)	1
○指定施業要件変更予定保安林	第292号	(森林保全課)	2
○道路の区域の変更	第293号	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	第294号	(同)	3

公告

○鳥獣捕獲等事業の認定	(自然環境課)	3
○大規模小売店舗の新設の届出	(商業流通課)	3
○大規模小売店舗の変更の届出	(同)	4
○土地改良区の換地計画を適当と決定	(農地計画課)	5
○開発行為の許可に基づく工事完了	(建築指導課)	5
○第20回アジア競技大会(2026／愛知・名古屋)及び第5回アジアパラ競技大会(2026／愛知・名古屋)における観客輸送用バス調達及び運行管理業務等委託に関する一般競争入札の実施	(運営支援課)	5
○放置駐車管理サーバの賃貸借に関する一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	7
○警備員指導教育責任者講習の実施	(生活安全総務課)	9
○警備員指導教育責任者講習(追加取得講習)の実施	(同)	10
○落札者等の公示		12

告示

愛知県告示第291号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定に基づき、次のように形質変更時要届出区域の一部について指定を解除する。

なお、当該区域は、土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第58条第5項第12号に該当する区域である。

令和7年6月6日

愛知県知事 大村 秀章

1 解除に係る形質変更時要届出区域

知多市北浜町10番6並びに11番20、11番21、11番22及び11番23の各一部（令和元年愛知県告示第453号により指定した区域）

2 土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類

クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物

3 土壌含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物

4 解除の理由

土壌汚染状況調査の結果、土壌の2の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に、3の特定有害物質による汚染状態が土壌含有量基準に適合していることが判明したため。

5 解除する区域

1の区域の一部

6 形質変更時要届出区域として継続する区域

知多市北浜町10番6並びに11番20、11番21、11番22及び11番23の各一部で次の図に示す区域（面積58,441.5㎡）

7 形質変更時要届出区域として継続する区域において土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物

8 形質変更時要届出区域として継続する区域において土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物

（6の「次の図」は、省略し、その図面を愛知県環境局環境政策部水大気環境課及び知多県民事務所環境保全課において閲覧に供する。）

愛知県告示第292号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定に基づき、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和7年6月6日

愛知県知事 大村 秀章

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

幸田町大字桐山字琴沢18、9、31の1から31の3まで、32、35の1、37の1、38の1、43の1、43の3、43の4、46の1、字奥山1の1、1の2、13の1、13の3、14の1、15、16、19の1、19の2、22、24から26まで、29の2、30の2、31の6、39から45まで、46の1、47から49まで、53の1、55、57の3、59、60、63の1、64の1、64の6、65から69まで、70の1（次の図に示す部分に限る。）、75、76、78、79、82から86まで、87の1、87の2、88の1・88の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、89の1、89の3（次の図に示す部分に限る。）、90の1、90の3、91の1（次の図に示す部分に限る。）、91の3、93の1・94の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、95から98まで、99の1・100の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、101の1、101の2、102の1・102の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、102の4、103の1、104の1、104の3、105の1・106の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、106の4、107の1・108の1・109の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、109の4、110の1（次の図に示す部分に限る。）、111の1、111の4

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県農林基盤局林務部森林保全課及び幸田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

愛知県告示第293号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和7年6月6日

愛知県知事 大村 秀章

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域			
		新 旧 別	区 間	敷地の幅員	延 長
県道	西条清須線	旧	あま市甚目寺郷中76番11地先から同98番地先まで	4.3 ~ 33.7 m	0.091 km
		新	同	18.0 ~ 33.7	同
	名古屋甚目寺線	旧	あま市甚目寺八尻65番1地先から同松山3番地先まで	18.0 ~ 23.0	0.148
		新	同	同	同

愛知県告示第294号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和7年6月6日

愛知県知事 大村 秀章

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道	西条清須線	あま市甚目寺松山1番地先から同郷中81番1地先まで	令和7年6月6日
	名古屋甚目寺線	あま市甚目寺八尻66番3地先から同松山1番地先まで	

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の2の規定に基づき、次の鳥獣捕獲等事業者が実施する鳥獣捕獲等事業が同法第18条の5第1項に規定する基準に適合していることについて認定した。

令和7年6月6日

愛知県知事 大村 秀章

名 称	住 所	代 表 者 の 氏 名	認 定 年月日
合同会社 S A T	田原市西神戸町神明前44番地1	伊藤 淳	令和 7.4.18

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べることができる。

令和7年6月6日

愛知県知事 大村 秀章

- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 横山 英昭
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス竹谷店
蒲郡市竹谷町上日山41番1ほか
- 大規模小売店舗の新設をする日
令和8年1月3日
- 大規模小売店舗の概要

届 出 事 項			概 要
小売業を行う者	氏名又は名称		株式会社コスモス薬品
	代表者の氏名		代表取締役 横山 英昭
	住所		福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1 号
	その他小売業を行う者		なし
店舗面積の合計			1,385㎡
施設の配置に関する事項	駐車場	位置	縦覧による
		収容台数	53台
	駐輪場	位置	縦覧による
		収容台数	20台
	荷さばき施設	位置	縦覧による
		面積	40㎡
	廃棄物等の保管施設	位置	縦覧による
		容量	13.5㎡
施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻		午前 9 時
	小売業を行う者の閉店時刻		午後 9 時45分
	来客が駐車場を利用することができる時間帯		午前 8 時30分から午後10時まで
	駐車場の自動車の出入口	数	2 箇所
		位置	縦覧による
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		午前 6 時から午後10時まで

5 届出の日

令和7年5月2日

6 届出等の縦覧場所

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和7年6月6日（金）から令和7年10月6日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

8 意見書の提出期限及び提出先

令和7年10月6日（月）

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べることができる。

令和7年6月6日

愛知県知事 大村 秀章

1 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三洋開発株式会社

名古屋市熱田区金山町一丁目13番16号

代表取締役 田辺 宏章

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

高橋共同ショッピングセンター

豊田市東山町1-5-1

3 大規模小売店舗の変更の日

令和7年5月2日

4 大規模小売店舗の変更しようとする事項及び概要

届 出 事 項			変 更 前	変 更 後
施設の運営方法に関する事項	駐車場の自動車の出入口	数	9箇所	15箇所
		位置	縦覧による	縦覧による

5 大規模小売店舗の変更の理由

届出内容を利用実態に合わせるため。

6 届出の日

令和7年5月1日

7 届出等の縦覧場所

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）

8 届出等の縦覧の期間及び時間

令和7年6月6日（金）から令和7年10月6日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

9 意見書の提出期限及び提出先

令和7年10月6日（月）

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第1項の規定に基づき、鍋田土地改良区（筏地区筏2期換地区）の換地計画を適当と決定したから、次のように換地計画書の写しを縦覧に供する。

令和7年6月6日

愛知県知事 大村 秀章

1 期間

令和7年6月9日から令和7年7月4日まで

2 場所

弥富市役所

次の都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事は完了した。

令和7年6月6日

愛知県知事 大村 秀章

許可番号	許可年月日	開発許可を受けた者の氏名	開発許可を受けた者の住所	開発区域に含まれる地域の名称
6尾建 96-183	令和 7.3.4	後藤 純子	清須市西田中城下90	清須市西田中蓮池103
6尾建 96-185	7.3.11	上原 香織	名古屋市区南川町159	あま市七宝町沖之島高畑92及び 92-1
6尾建 96-111	6.11.15	毛利 隼人	東京都江東区東雲一丁目9-9	あま市金岩広野9-1

次のとおり一般競争入札（電子入札）に付します。

なお、本調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に該当する場合があります。

令和7年6月6日

愛知県知事 大村 秀章

1 調達内容

(1) 調達案件

第20回アジア競技大会（2026／愛知・名古屋）及び第5回アジアパラ競技大会（2026／愛知・名古屋）における観客輸送用バス調達及び運行管理業務等委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月12日まで

(4) 入札方法

ア この入札は、あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムである電子入札システム（以

下「電子入札システム」という。)により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行した電子証明書又は商業登記法(昭和38年法律第125号)に基づき登記官が作成した電子証明書のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカード(以下「ICカード」という。)が必要です。

電子入札システムにより難い場合は、事前に県の承認を得て、紙による入札書の提出により入札に参加することができます。

イ 詳細な入札方法は、愛知県物品等電子調達実施要領によるものとします。

アドレス <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chotatsu/0000017537.html>

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

エ 入札の回数は1回とし、入札書に併せて必ず積算内訳書を送信してください。

2 競争参加資格

この入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を備えた者とします。

なお、複数の企業で構成された共同事業体でも参加可能ですが、その場合はいずれかの構成員を代表者とすることが必要です。この場合において、代表者は(1)から(8)までに掲げる要件を、代表者以外の構成員は(1)から(7)までに掲げる要件を備える必要があります。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後3年を経過しない者(当該事実と同一の事由により愛知県会計局及び愛知県建設局が定める指名停止取扱要領等に基づく指名停止並びに名古屋市指名停止要綱(平成15年3月5日15付け財用第5号)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けている者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) この公告の日から開札の日までの期間において、愛知県及び名古屋市が発注する物品の製造・販売、物品の買受け及び役務の提供等(以下「物品の製造等」という。)に係る指名停止の措置を受けていない者であること。

(4) 物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿(令和6年4月～令和8年3月)大分類「03. 役務の提供等」のうち中分類「13. 旅客業」又は「16. その他の業務委託等」に登録されている者であること。

(5) この公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年6月29日付け愛知県知事・愛知県警察本部長締結)に規定する排除措置を受けていないこと並びに「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」(平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)及び「名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」(平成20年1月29日付け19財契第103号)に基づく排除措置を受けていない者であること。

(6) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなします。

(7) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)又は商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)によって設立された事業協同組合にあっては、当該組合の組合員がこの公告に係る入札に参加していないこと。ただし、物品の納入製造の請負又は役務の提供に係る官公需適格組合の証明を受けている組合にあっては、特別な理由があり適当と認める場合に限り、入札に参加することができる。

(8) 過去10年間に、国、地方公共団体、公益財団法人等が発注する日本国内で開催された国際総合競技大会、国際単一競技大会・試合又は国内大規模スポーツ大会における輸送に関連する業務を直接の受託者として1件以上履行した実績を有する者であること。

3 入札書の提出方法等

(1) 入札説明書の交付方法

令和7年6月6日(金)午前9時から令和7年7月4日(金)午後5時までの電子入札システムの稼働時間内に、同システムにアクセスし、ダウンロードして入手してください。

アドレス <https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>

なお、電子入札システムの稼働時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日以外の日の午前8時から午後8時までです。

(2) 入札期間

令和7年7月15日（火）午前9時から令和7年7月16日（水）午後5時まで（電子入札システムの稼働時間は、(1)のとおり。）

(3) 開札の日時及び場所

令和7年7月17日（木） 午前10時

(4) 問合せ先

愛知県アジア・アジアパラ競技大会推進局運営支援課ラストマイル総括グループ

名古屋市中区三の丸三丁目2番1号 愛知県東大手庁舎2階（郵便番号460-0001）

電話（052）954-7534

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金（愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号。以下「財務規則」という。）第152条の4に定める入札保証金に代わる担保を含む。）を開札期日までに納めなければなりません。ただし、財務規則第152条の3の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。

(3) 入札の無効

財務規則第152条（入札の無効）の規定に該当する入札及びICカードを不正に使用して行った入札は、無効とします。

また、入札に参加した共同事業体の構成員が、他の共同事業体の構成員として、又は単独で入札に参加した場合は、当該構成員を一員とする共同事業体及び単独での入札を無効とします。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 共同事業体に要求される事項

ア 共同事業体の名称、共同事業体を構成する構成員の責任分担、代表者に委任する事項等について構成員間で協定書を締結し、提出書類に添えて提出すること（提出書類の詳細については、入札説明書による。）。

イ 共同事業体として受託者に選任された場合、選定されてから契約期間が終了するまでの間、共同事業体の代表者及び構成員の変更は、原則として認めない。

(6) 競争入札参加者に要求される事項

入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書及び関係書類を令和7年6月6日（金）午前9時から令和7年7月4日（金）午後5時までの間に、電子入札システムにより提出しなければなりません（電子入札システムの稼働時間は、3(1)のとおり。）。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

期限までに競争入札参加資格確認申請書及び関係書類を提出していない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することはできません。

(7) 落札者の決定方法

財務規則第153条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。なお、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者が複数いた場合は、電子くじにより落札を決定します。

(8) 契約方法

契約は、契約金額のうち、3分の2を愛知県が負担し、3分の1を名古屋市が負担する三者契約とします。

(9) その他

詳細は、入札説明書によります。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be procured:

Entrust of Spectator Bus Service for 20th Asian Games Aichi Nagoya 2026 and 5th Asian Para Games Aichi Nagoya 2026: 1 set

(2) Time limit for the submission of tenders: Between 9:00 a.m., July 15, 2025, and 5:00 p.m., July 16, 2025

(3) Contact point: Operational Support Division, Aichi Prefectural Government

3-2-1 Sannomaru, Naka-ku, Nagoya, Aichi 460-0001 Japan

Tel. 052-954-7534

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に該当する場合があります。

令和7年6月6日

愛知県知事 大村 秀章

1 調達内容

- (1) 調達案件の名称及び数量
放置駐車管理サーバの賃貸借契約 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書で示す仕様等とします。
- (3) 契約期間
令和8年1月1日（木）から令和13年2月28日（金）まで
（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約）
- (4) 履行場所
入札説明書で示す場所とします。
- (5) 入札方法等

ア この入札は、あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムである電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行した電子証明書又は商業登記法（昭和38年法律第125号）に基づき登記官が作成した電子証明書のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカード（以下「ICカード」という。）が必要です。

電子入札システムにより難しい場合は、事前に承認を得て、紙による入札書の提出により入札に参加することができます。

イ 詳細な入札方法は、愛知県物品等電子調達実施要領によるものとします。

アドレス <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chotatsu/0000017537.html>

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (3) 愛知県が発注する物品の製造・販売、物品の買受け及び役務の提供等（以下「物品の製造等」という。）に係る愛知県入札参加資格者名簿（令和6年4月～令和8年3月）大分類「03. 役務の提供等」のうち中分類「11. リース・レンタル」に登録されている者であること。
- (4) 当該調達又はこれと同等の調達について契約実績があることを証明した者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 入札公告の日から開札までの期間において、愛知県から物品の製造等に係る指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 愛知県警察が定める誓約書及び法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。）に係る名簿が提出されていること。

3 入札説明書の交付方法等

- (1) 入札説明書の交付方法
令和7年6月6日（金）から令和7年6月27日（金）までの電子入札システムの稼働時間内に電子入札システムにアクセスし、ダウンロードして入手してください。
アドレス <https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>
なお、電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）並びに12月29日から翌年1月3日までの日以外の日
の午前8時から午後8時までです。
- (2) 入札期間
令和7年7月14日（月）午前10時から令和7年7月15日（火）午後5時まで（電子入札システムの稼働時間は、(1)のとおり。）
- (3) 開札の日時及び場所
令和7年7月16日（水） 午前9時30分
愛知県警察本部総務部会計課

- (4) 問合せ先
愛知県警察本部総務部会計課調度係
名古屋市中区三の丸二丁目1-1（郵便番号460-8502）
電話（052）951-1611 内線2245

4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金（愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号。以下「財務規則」という。）第152条の4に定める入札保証金に代わる担保を含む。）を開札期日までに納めなければなりません。ただし、財務規則第152条の3の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。
- (3) 入札の無効
財務規則第152条（入札の無効）の規定に該当する入札及びICカードを不正に使用して行った入札は、無効とします。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 競争入札参加者に要求される事項
入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書及び2の資格を有することを証明する書類（入札説明書で示すもの。以下「確認申請書等」という。）を令和7年6月6日（金）午前10時から令和7年6月27日（金）午後1時までの間に、電子入札システムにより提出しなければなりません（電子入札システムの稼働時間は、3(1)のとおり）。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。
提出された確認申請書等を審査した結果、当該調達案件を請け負うことができると認められた者に限り、落札の対象とします。
- (6) 納入機器の性能証明
入札に参加しようとする者は、応札機器性能保証書及び機器構成表を納入予定機器の製品カタログ又はこれに代わるものとともに令和7年6月6日（金）から令和7年6月27日（金）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前10時から午後5時（令和7年6月27日（金）は午後1時）までの間に愛知県警察本部交通部交通指導課に提出し、承認を受けなければなりません。
- (7) 落札者の決定方法
財務規則第153条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (8) その他
詳細は、入札説明書によります。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Lease of illegal parking management server device, 1 set
- (2) Bidding period: 10:00 a.m., July 14, 2025- 5:00 p.m., July 15, 2025
- (3) Contact point for the notice: Procurement Section, Accounting Division, General Affairs Department, Aichi Prefectural Police Headquarters
2-1-1 Sannomaru, Naka-ku, Nagoya, Aichi 460-8502 Japan
Tel. 052-951-1611 Ext. 2245

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のように行います。

令和7年6月6日

愛知県公安委員会委員長 藤 森 利 雄

1 講習の実施期日、定員、事前申込期間、受講者決定日及び受講手続期間

区 分	実 施 期 日	定員	事前申込期間	受 講 者 決 定 日	受講手続期間
法第2条第1項第3号に係る警備業務	令和7年7月23日（水）から同月30日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで	15人	令和7年6月16日（月）午前9時から同月18日（水）午後4時まで	令和7年6月27日（金）	令和7年7月7日（月）から同月11日（金）までの午前9時から午後4時まで

2 講習を受講できる者

実施期日において、次のいずれかの要件（以下「受講要件」という。）に該当する者

- (1) 最近5年間に講習に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年

以上であること。

- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る警備業法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けていること。
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事した期間があり、かつ、現に当該警備業務に従事していること。
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に係る旧検定規則第8条の合格証（以下「合格証」という。）の交付を受けていること又は旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事した期間があり、かつ、現に当該警備業務に従事していること。

3 実施場所

一般社団法人愛知県警備業協会 研修室（名古屋市中区代官町35番16号 第一富士ビル）

4 事前申込

受講を希望する者は、愛知県警察本部のウェブページ（<https://www.pref.aichi.jp/police/>）から、「申請・手続き」、「警備業」、「警備員指導教育責任者資格者証取得講習及び直接検定の実施予定等」、「講習・検定の事前申込要領」の順に進んで詳しい申込手続を確認して申し込んでください。

事前申込については、1人1回とし、定員数を越えた場合は抽選となります。

受講者の決定（抽選の当選者）については、愛知県警察本部のウェブページ（<https://www.pref.aichi.jp/police/>）内で公表します。その際、個人を特定する方法として事前申込の際に付番する「申込番号」により公表します。

5 受講手続

- (1) 受講者は、愛知県内の警察署で受講の手続をしてください。

- (2) 手続に必要な書類等

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

イ 2の(1)に該当する者にあつては、最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（警備業務従事証明書）及び履歴書 各1通

ウ 2の(2)に該当する者にあつては、1級検定の合格証明書の写し 1通

エ 2の(3)に該当する者にあつては、2級検定の合格証明書の写し並びに当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面（警備業務従事証明書） 各1通

オ 2の(4)に該当する者にあつては、旧1級検定の合格証の写し又は旧2級検定の合格証の写し並びに当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面（警備業務従事証明書） 各1通

カ 写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートル。裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。） 2枚

6 受講手数料の納付

38,000円分の愛知県証紙を証紙貼付書（愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号）第53条第1項に規定する証紙貼付書をいう。）に貼って、講習の初日に納付してください。

なお、一旦納付された手数料は、原則として返還しません。

7 その他

事前申込期限を過ぎても申込人員が定員に満たない場合は、定員に達するまで又は受講手続期間終了まで受講申込みを受け付けますので、愛知県警察本部生活安全部生活安全総務課警備業係に問い合わせてください。

8 問合せ先

愛知県警察本部生活安全部生活安全総務課

電話（052）951-1611 内線3283・3284

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者に対する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のように行います。

令和7年6月6日

愛知県公安委員会委員長 藤 森 利 雄

1 追加取得講習の実施期日、定員、事前申込期間、受講者決定日及び受講手続期間

区 分	実 施 期 日	定員	事前申込期間	受 講 者 決 定 日	受講手続期間
法第2条第1項第3号に係る警備業務	令和7年7月28日（月）から同月30日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで	5人	令和7年6月16日（月）午前9時から同月18日（水）午後4時まで	令和7年6月27日（金）	令和7年7月7日（月）から同月11日（金）までの午前9時から午後4時まで

2 追加取得講習を受講できる者

実施期日において、追加取得講習の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の交付を受けている者であって、次のいずれかの要件（以下「受講要件」という。）に該当するもの

- (1) 最近5年間に追加取得講習に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上であること。
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けていること。
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事した期間があり、かつ、現に当該警備業務に従事していること。
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に係る旧検定規則第8条の合格証（以下「合格証」という。）の交付を受けていること又は旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事した期間があり、かつ、現に当該警備業務に従事していること。

3 実施場所

一般社団法人愛知県警備業協会 研修室（名古屋市東区代官町35番16号 第一富士ビル）

4 事前申込

受講を希望する者は、愛知県警察本部のウェブページ（<https://www.pref.aichi.jp/police/>）から、「申請・手続き」、「警備業」、「警備員指導教育責任者資格者証取得講習及び直接検定の実施予定等」、「講習・検定の事前申込要領」の順に進んで詳しい申込手続を確認して申し込んでください。

事前申込については、1人1回とし、定員数を越えた場合は抽選となります。

受講者の決定（抽選の当選者）については、愛知県警察本部のウェブページ（<https://www.pref.aichi.jp/police/>）内で公表します。その際、個人を特定する方法として事前申込の際に付番する「申込番号」により公表します。

5 受講手続

- (1) 受講者は、愛知県内の警察署で受講の手続をしてください。

- (2) 手続に必要な書類等

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通

ウ 2の(1)に該当する者にあつては、最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（警備業務従事証明書）及び履歴書 各1通

エ 2の(2)に該当する者にあつては、1級検定の合格証明書の写し 1通

オ 2の(3)に該当する者にあつては、2級検定の合格証明書の写し並びに当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面（警備業務従事証明書） 各1通

カ 2の(4)に該当する者にあつては、旧1級検定の合格証の写し又は旧2級検定の合格証の写し並びに当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面（警備業務従事証明書） 各1通

キ 写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートル。裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。） 2枚

6 受講手数料の納付

14,000円分の愛知県証紙を証紙貼付書（愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号）第53条第1項に規定する証紙貼付書をいう。）に貼って、追加取得講習の初日に納付してください。

なお、一旦納付された手数料は、原則として返還しません。

7 その他

事前申込期限を過ぎても申込人員が定員に満たない場合は、定員に達するまで又は受講手続期間終了まで受講申込みを受け付けますので、愛知県警察本部生活安全部生活安全総務課警備業係に問い合わせてください。

8 問合せ先

愛知県警察本部生活安全部生活安全総務課
電話 (052) 951-1611 内線3283・3284

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により、次のように落札者等について公示します。

令和7年6月6日

愛知県知事 大村 秀章

[掲載順序]

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ③落札者又は随意契約の相手方の住所及び氏名 ④落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑤契約の相手方を決定した手続 ⑥入札公告を行った日

[契約に関する事務を担当する本庁各課又はかいの名称及び所在地]

愛知県総務局総務部情報政策課 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

①愛知県宛名管理システムに係る標準化対応業務 ②令和7年5月14日 ③兵庫県伊丹市御願塚3丁目1番18号 株式会社システム・エージ ④31,872,500円 ⑤一般競争入札 ⑥令和7年3月4日

[契約に関する事務を担当する本庁各課又はかいの名称及び所在地]

愛知県東部家畜保健衛生所 豊橋市西幸町字古並51番地1

①豚熱生ワクチン（シード）の単価契約 407,000頭分（予定） ②令和7年4月18日 ③豊橋市白河町100 サークラプラザ3階 株式会社アスコ ④1組（20頭分）2,024円（単価） 1組（50頭分）5,060円（単価） ⑤一般競争入札 ⑥令和7年3月4日

[契約に関する事務を担当する本庁各課又はかいの名称及び所在地]

愛知県会計局調達課 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

①印刷物「第27回参議院議員通常選挙一般投票用紙（選挙区）」始め4件 ②令和7年5月16日 ③岐阜県大垣市久瀬川町7-5-1 サンメッセ株式会社 ④34,405,800円 ⑤一般競争入札 ⑥令和7年4月4日